

## 規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

第三百三条第四項第三号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四百十条第二号中「及び第五号」を「から第八号まで」に改める。

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、春日部特別支援学校、上尾特別支援学校、大宮北特別支援学校、越谷西特別支援学校、騎西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「県立の学校」の下に「飯能高等学校」、「を、「川越特別支援学校」の下に「川口特別支援学校」を、「上尾特別支援学校」の下に「狭山特別支援学校、久喜特別支援学校」を加える。

別表第二第八項中「下水道使用料」の次に「、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第201条第1項の規定により医師等が診療した被留置者の医薬品の購入費」を加え、「留置人食糧費及び」を削り、同表第十九項中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

様式第二十二号（二）を次のように改める。

## 口座振替納付届 (自動払込受付通知書)

年 月 日

(宛先) 埼玉県 部 課長

口座 名義 人	(〒)
	住所 _____
	氏名(フリガナ) _____ (_____)
	電話番号 _____

お届け印

私は、埼玉県に納入する県営住宅等の家賃を口座振替により納付したいので、使用料等必要事項を記載した口座振替納入通知書は下記の金融機関宛て送付してください。

申込 口座	金融機関名	本(支)店名	預金の種類	口座番号
		銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本(支)店	普通・当座
	ゆうちょ銀行番号	通帳記号	※	通帳番号(右詰め)
	9900			

払込日 県が指定する日

払込開始年月	年 月
払込先加入者名	埼玉県
払込先口座番号	
契約種別コード	

「通帳記号」に6桁目がある場合は「※欄」にご記入ください。

### 金融機関記入欄

上記の届出に係る口座振替の方法による納付について承諾します(ゆうちょ銀行を除く。)

年 月 日 (金融機関名)

本(支)店長

取扱者名

上記の届出に係る貴口座への自動払込みの申込みを受け付けましたので、通知します(ゆうちょ銀行)。

金融機関コード

様式第九号（十八）の備考2中「（全日制の課程及び定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。））及び専攻科」を証の。

様式第二百一十一号（九）中

	8月期	11月期	12月期	
--	-----	------	------	--

「1月期」を「月」を「月」を「月」を「月」に改める。

様式第二百一十一号（十）中

	8月	11月	12月
--	----	-----	-----

「1月」を「月」を「月」を「月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。